

札介保（指）第 8766 号
令和 7 年（2025 年）3 月 28 日

指定（介護予防）福祉用具貸与事業所 管理者 様
指定居宅介護支援事業所 管理者 様
指定介護予防支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部
介護保険課事業指導担当課長

「福祉用具貸与」に係る留意点について（確認）

日頃より札幌市の保健福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

この度、指定福祉用具貸与事業所において、①一定単位数以上を利用することや福祉用具貸与を利用すること等を条件に介護保険外サービスの福祉用具の利用料を無料または減額とする、②介護保険サービスと介護保険外サービスを区分せずに、契約や福祉用具貸与計画書の作成を行っている、といった不適切な事例が確認されております。

指定基準において、指定福祉用具貸与事業所は利用者から利用料の一部として自己負担額の支払いを受けなければならないこととされており、また、指定基準の解釈通知において、受領した自己負担額の一部又は全部について、財産上の利益に替えて利用者負担を軽減することは、自己負担を受領していることとはならないこととされています。

また、介護保険外サービスを提供する場合には、介護保険サービスとは区分して説明や契約を行い、適切に利用料を徴取する必要があります。

つきましては、各事業所におかれまして、契約内容や居宅サービス計画書、福祉用具貸与計画書、日々の相談・支援の状況について再確認し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、適切に選定の援助を行い、不適切な取扱いとならないよう十分にご留意ください。

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部
介護保険課事業指導係
TEL 211-2972 Fax 218-5117